

# 調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

## 第1節 調剤技術料

令和8年6月1日 二子薬局 パーク店

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)受給率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料2	—	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中度70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中度85%超 (ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象) ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料3	—	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が次のいずれかに該当する保険薬局 イ)・月3.5万回超～40万回以下&集中度85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ)・月40万回超、集中度85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ)・月40万回超、集中度85%以下	イ)25点 ロ)20点 ハ)37点
④ 特別調剤基本料A	—	保険医療機関と特別な関係(同一敷地内)&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目(一部を除く)は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料B	—	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤(長期保存の困難性等) " (後発医薬品の試用)	○	1分割調剤につき(1処方箋の2回目以降) 1分割調剤につき(1処方箋の2回目のみ)	5点 5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	—	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算2	—	調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算3	○	調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算4	—	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算5	—	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	—	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料	30点
在宅薬学総合体制加算2	—	同加算1の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	—	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調剤料			
内服薬	○	1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬	○		21点
浸煎薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点/1日分 29日分以上 400点
注射薬	○		26点
外用薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤	○	1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	—	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点(15歳未満 237点)
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む)	79点(15歳未満 147点)
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または 原液を無菌的に充填	69点(15歳未満 137点)
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)	○	1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算(内服薬)	○	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カ <sup>o</sup> ル剤、散剤、顆粒剤、I <sup>o</sup> 入剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算(屯服薬)	○	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カ <sup>o</sup> ル剤、散剤、顆粒剤、I <sup>o</sup> 入剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算(外用薬)	○	1調剤につき	
錠剤、ト <sup>o</sup> チ剤、軟・硬膏剤、ハ <sup>o</sup> ッ <sup>o</sup> 剤、リ <sup>o</sup> ト <sup>o</sup> 剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻 <sup>o</sup> ・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算	○	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算(時間外、休日、深夜)	○	基礎額=調剤基本料(加算含)+薬剤調剤料+無菌製剤処理加算 +調剤管理料	基礎額の100%(時間外)、 140%(休日)、200%(深夜)
夜間・休日等加算	○	処方箋受付1回につき	40点